

学校の体育・スポーツ活動において教員が用いる言葉と 指導の実際について

川合 英之¹⁾

The Terminology and Instructions by Teachers During Physical Education Classes and Sports Activities at School

Hideyuki KAWAI

Abstract

During physical education classes and the sports activities at schools, in lesson planning and in their verbal directions, teachers give instruction in order to direct the students' learning.

Frequently, however, the terminology used by the teachers during these interactions is not only inappropriate for that physical education or sports activity but also counter to the intent of education itself. This occurs due to teachers' misinterpreting the meaning of the words they are using in instruction and thus they teach students incorrectly.

The purpose of this report is to depict a variety of instances of teacher instruction and to verify the true meaning of the words spoken by the teachers in each instance.

Key words : intent of physical education, independent learning

キーワード：保健体育科の目標，主体的な学習

1) スポーツ学部

1. はじめに

高等学校学習指導要領（以下「学習指導要領」と略す）第1章総則の3において「学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」と示されるとともに、第2章第6節保健体育第3款各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いでは「学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意するものとする。」とされている。

また、同要領解説で学校における体育・健康に関する指導の機会には、(1)小学校体育科、中学校保健体育科、高等学校保健体育科、専門教科体育の授業、総合的な学習の時間及び特別活動（学級活動）、(2)学級活動以外の特別活動（体育祭、集団宿泊活動、スポーツ大会など）、(3)教育課程外の学校教育活動（運動部の活動）などがあげられており、教員はこれらの教育活動全体を通じて生徒に対して体育・健康の指導に当たることになる。とりわけ保健体育科教員は、教科指導はもちろんのこと、これらの教育活動に大きく関わり、中心的な役割を担っていることが多い。

その指導の準備段階で用いる言葉や直接指導する場面における言動が、普遍的な教育や体育・スポーツ活動の意義・理念にそぐわないものが見受けられることがある。間違った解釈による誤った考え方で指導を行うため、生徒が好ましい学習活動を行うことができない状況に陥るのである。

2012年12月に大阪府内の公立高等学校で発生した運動部顧問による体罰事件をきっかけに、全国的に体育・スポーツ活動の指導の在り方が問われた。以前から、学校やスポーツ活動における行き過ぎた指導や体罰は教育界や体育・スポーツ界の課題となっていたが、

明確な解を得ないままの状態であった。ようやく、この事件やその後続いて明らかになった事件・事象により体罰や行き過ぎた指導の解決・改善に向けた本格的な取組が進みつつある。

しかし、未だに大きな事件に至らないまでも、日常の指導場面において好ましくない指導が散見される。

また、問題事象にはならないが、通常のエducational活動全体における体育・スポーツ活動の指導において、生徒の学習に大きな成果をもたらす指導とそうでない指導とがある。

教員は、教科指導については、学習指導要領に基づくとともに「良い授業とはいかなる授業か」、「成果のあがる授業方法にはどのようなものがあるのか」など、多くの研究と実践から学び、指導を行っている。また、運動部活動においても、スポーツのコーチング理論や手法だけではなく教員としての教科指導の考え方を加えて指導を行っている。

そこで本稿では、教員が日常の体育・スポーツ活動の指導計画段階や実際の指導の場面の中でよく用いる様々な言葉や言動を、教員がどのように解釈して自らの指導理念や方針を構成し、指導に当たっているのか。また、その中で成果を上げることができているのか否かを比較し、検討することとする。

2. 学校の体育・スポーツ活動における「目的」と「目標」の設定とその誤り

(1) 「目的」と「目標」の定義

学校における体育・スポーツ活動において、「その目的は、目標は」と問われることが多い。辞書によると、

「目的」：成し遂げようと目指す事柄。行為のめざすところ。意図している事柄

「目標」：目じるし。目的を達成するために設けたためあて

（広辞苑第六版）

と定義している。これらは類似した言葉であり、何かに向けての方向性を示しているよう

に思われるが、実際の体育・スポーツ活動の場面ではどのように用いられているのであろうか。

学習指導要領に掲げられている保健体育科の目標は表1のとおりである。現行学習指導要領においては、

- ①生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成
- ②健康の保持増進のための実践力の育成
- ③体力の向上

の3つの具体的「目標」が示されている。

しかし、学習指導要領を見渡しても「目的」が具体的に示されているところはなく、実際には表1のとおり学習指導要領の上位に位置する教育基本法、学校教育法に示されているのである。

これらの「目的」と「目標」を照らし合わせて見ると「目的」とは、「抽象的ではあるが普遍的なものであり、その行動によって行き着く最終地点」を示すものであるのに対し、「目標」とは、「目的を達成するために、ある期間、ある段階に分けた、その行動のもたらす具体的成果」を示すものと考えられる。従って、「目的」は教育全般の変わらざる意義を示すものであり、「目標」は、「目的」達成に向けた個々の状況や時々の変化に応じた具体的な行動指針となるのである。

次にこれらを指導の身近な場面の保健体育科の授業と運動部活動で考える。

(2) 保健体育科の授業における「目的」と「目標」

保健体育科の授業においては単元計画の目標、単位時間計画（本時）授業の目標を例1のように示すことが一般的である。高橋ほか（2010）は、「授業における具体的かつ適切な学習目標の設定は生徒の学習理解を高め、よい体育授業の内容条件である。」としている。そのため、目標は生徒の実情や運動の習得状況に応じて具体的に示す必要がある。

では、目的はどう示すのか。仮に「○○競技を習得することを目的とする。」と示すと、その解釈は○○競技の技能や知識の習得にとどまり、学習指導要領の教科の目標や教育の普遍的な目的である人間形成まで目指さない、運動やスポーツの結果のみを求める指導になってしまい、留意する必要がある。

(3) 運動部活動における「目的」と「目標」

運動部を含む部活動については学習指導要領第1章総則第5款の5（13）に表2のとおり示されている。「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と規定されたことは、運動部の活動に関しては、主として保健体育科の目標を踏まえた上で活動を行うことを示している。

また、「運動部の活動はスポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさを味わい、豊かな学校生活を体験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて有効な活動である。

表1. 「目的」と「目標」の記載

教育基本法 第1条	教育の目的	教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
学校教育法 第50条	高等学校	高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。
高等学校 学習指導要領 第2章第6節 第1款	保健体育科の 目標	心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフと継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力のある生活を営む態度を育てる。

例1. 体育授業の目標（めあて）の例

	単元名	目標
単元計画	陸上競技を楽しもう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の記録にチャレンジして陸上競技を楽しむ。 ・ 記録会や競技会形式で陸上競技を楽しむ。 ・ ハードル走（競争）、高跳び（跳躍）、やり投げ（投てき）の中から自分にあった種目を選んで陸上競技を楽しむ。 ・ 陸上競技の技術構造の理解を深め、練習の仕方を工夫しながら学習を進めることができる。 ・ マナーよく、安全に注意して学習することができる。
単位時間計画 本時案	水泳 （長距離泳） （リレー泳）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各自が持っている泳力をさらに向上させ、リラックスして長い距離を泳げるようにする。 ・ 各グループの能力に応じたりレーの順番、泳法、距離を作成し、お互いの泳法を組み合わせさせて楽しむ。 ・ マナーや安全への関心を高め、お互いに協力して楽しく活動ができるようにする。

例2. インターハイ優勝実績のある運動部活動の活動の目的と目標（例）

活動の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題にチャレンジする力をつけます。 ・ 課題にみんなで立ち向かう力をつけます。 ・ 最後まで諦めない力をつけます。 ・ ○○競技を大好きになります。 ・ チームメイトを大好きになります。
今年の最終目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月のインターハイで優勝する。 ・ そのために1：チームディフェンスを確立する。 ・ そのために2：シュート決定率を60%以上にする。
中間目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月の地区予選を1位通過する。 ・ そのために3：各試合の失点を4点以内にとどめる。 ・ そのために4：ラストパスの精度を高める。 ・ そのために5：速攻の得点を多くする。

表2. 「自主的」と「主体的」の記載

高等学校 学習指導要領 第1章総則 第5款の5(13)	部活動の意義と留意点	生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。
学校教育法 第30条第2項		生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。
高等学校 学習指導要領 第1章総則 第1款	教育課程編成の一般方針	学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

したがって、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深める等好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。」とされていることから、例2のようにより具体的な目標を設定することができる。

例2では、目標の達成レベルはそれぞれであるが、その目標達成に向けてさらに中目標、小目標を立ててスモールステップで活動を行うことは、教育の目的である人間形成に大きく繋がるものである。

しかし、ここで留意しなければならないことは、目的に「インターハイチャンピオン(競技成果)」を置いてしまわないことである。成果を目的にすると達成できなかった生徒は、その活動を認めてもらえないことにつながる。すなわち人間的成長を認めてもらえないということであり、究極的な言い方をすれば「インターハイチャンピオンでなければ生徒(選手・アスリート)として成長していない。」となってしまう可能性がある。

体罰や行き過ぎた指導は、このような結果(成果)至上主義的考えから生じているのではないだろうか。

3. 「自主的」と「主体的」

学校の体育・スポーツ活動の中で「自主的に活動する」、「主体的に取り組む」という言葉もよく使われる。

「自主的」：他から干渉などを受けないで、自分で決定して事を行うさま

「主体的」：ある活動や思考などをなすとき、その主体となって働きかけるさま。他のものによって導かれるのではなく、自己の純粋な立場において行うさま

(広辞苑第六版)

と示されている。

学習指導要領を見ると「自主的」という言葉は、意外にも表2の総則第5款(13)に「生

徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、…」と部活動についての項目に示されているだけである。しかし、中学校学習指導要領体育分野の第3学年の各領域の態度の部分には、「自主的に取り組む」とあげられている。

一方「主体的」という言葉は、学校教育法第30条第2項(表2)に示されている。

また、学習指導要領総則第1款教育課程編成の一般方針の1に「主体的に学習に取り組む態度を養い」(表3)と示されたことで体育の各領域の「態度」の部分において「主体的に取り組む」と記載されている。

中学校学習指導要領解説保健体育編によると、『中学校第3学年で示した「自主的に取り組む」とは、義務教育の修了段階であることを踏まえ、各領域に自ら進んで取り組めるようにすることが大切であることを強調したものである。取り組むべき課題を明確にしたり、課題に応じた練習方法を選択したりすることが大切であることを示した。』としている。

これに対して高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編(以下「学習指導要領解説」と略す)において、高等学校入学の次の年次以降では「主体的に取り組むとは、後期中等教育の修了段階であることを踏まえ、各領域に主体的に取り組めるようにすることが大切であることを強調したものである。取り組むべき課題の解決の過程を示したり、仲間との学習の進め方の例を示したりすることが大切であることを示した。」としている。

これらをさらに平易に解釈をするなら「自主的な取り組み」は、「やるべきことは明確ですすでに存在しており、それを選んで人に言われる前に自ら進んで行うこと」であり、「主体的な取り組み」は、「やるべきことは何かから自分で考え、判断し、責任を持って行動すること」だと言える。

生徒が中学校から高等学校への段階を経て成長する過程の中で、このような態度を発展

的に身につけていくよう、教員は指導することが大切である。また、部活動においても、自主的活動から主体的活動へと生徒（部員）が意識を高めて行けるような指導が良いのではないかと思われる。そうすることで、より保健体育科の「目標」達成に近づくのではないだろうか。

4. 学校の体育・スポーツ活動における「楽しさ」の持つ意味

学習指導要領において、「楽しさ」という言葉は、第2章第6節保健体育第2款第1体育の目標に「運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるようにし」と記載されている。この目標以降の各運動領域の内容において、それぞれの特性に応じて表3のとおり示されている。

学習指導要領解説には、『「運動の楽しさや喜びを味わう」とは、技能を高めたり、作戦をたてたり、作品をまとめたりするなどの過程を通して、仲間との適切な関係を築き、課題の解決を目指して取り組むことにより、一過性の楽しさととどまらず、その運動のもつ特性や魅力に深く触れることを示している。』としている。

また、千駄（1989）は運動やスポーツの楽しさを『「スポーツの遂行やその結果によって生ずる快感情に対し、学習者の新しい意味付け・価値付けがなされた状態」と定義し、自分自身の生活を豊かにし、人間的に成長を遂げるために、その快にどのような意味や価値

を見出し、また、その見出した意味や価値を新しい体験として自分の中に組み入れたとき、初めて楽しさを体験したということになる。』としている。

さらに、高橋ほか（2010）はM.Csikszentmihalyiの楽しさの流れのモデル図を一部修正した上で、遊び（運動）における楽しさは、遊び手（学習者）の技能水準と課題水準との調和の中に生じるものであり、さらに発展的に深まって行くとしている。（図1）^{注2）}これは、生徒の運動の楽しみ方がより質の高い方向へ変化するというを表すものである。

以上のように運動やスポーツを楽しむという本質を捉えた上で、実際の学校の体育・スポーツ活動の中で、生徒は「楽しむ」ことをどのように感じているのであろうか。また、指導者はどのような点に留意して指導しているのであろうか。

(1) 体育授業における楽しさの誤認

「体育は進路に関係ないので楽しい。」

「他教科より気楽なので楽しい。」

「可もなく不可もなく楽しい。」

「難しく考える必要がないので楽しい。」

「ゲームさえやっていたら楽しい。」

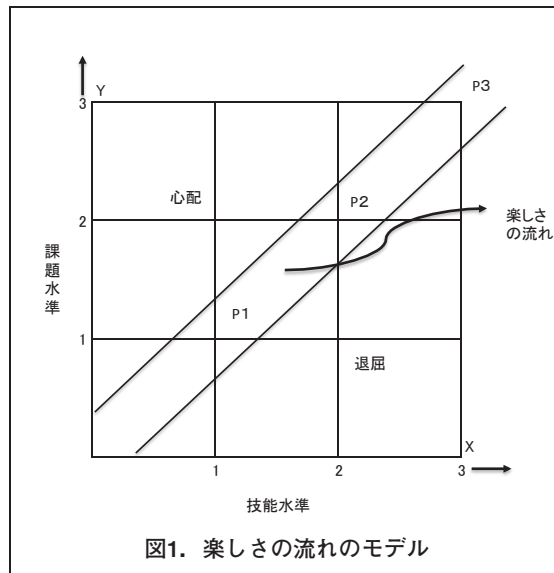
などという答えが生徒から返ってくることもある。これは、昨今の生徒の捉え方では「あまり深く考えないで、気楽に適当に楽しい。」が「楽しむ」ことだと思っているふしがある。

また、指導者の方も

「ゲームをみんなで楽しみましょう。」

表3. 学習指導要領の各運動領域で示される「楽しさ」の表記

体づくり運動	体を動かす楽しさや心地よさを味わい
器械運動	技がよりよくできる楽しさや喜びを味わい
陸上競技	記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい
水泳	記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい
球技	勝敗を競う楽しさや喜びを味わい
武道	技を高め勝敗を競う楽しさや喜びを味わい
ダンス	感じを込めて踊ったり、仲間と自由に踊ったりする楽しさや喜びを味わい



「楽しくパス練習をしましょう。」
 「走る楽しさを味わいましょう。」
 などと学習指導要領の文のうわべだけを見て指示を出す際に「楽しい」という言葉を使っているだけでは、生徒がどのように変化，向上していけるのかという，活動の目標を示しておらず，生徒が楽しさを深める指導につながっていかない。

これらの場合の「楽しむ」は，むしろ「気楽」に活動することと捉えているように思われる。しかし，先に述べたとおり，「運動やスポーツを楽しむ」という本質を考えるのであれば，「愉快」と捉える方が望ましいのではないだろうか。

「気楽」：①気づかいや，気苦労がなくて，のんびりしていること。②物事を深く考えないで，」のんきなこと

「愉快」：楽しくて心地よいこと

(広辞苑第六版)

(2) 運動部活動における楽しさの捉え方

学習指導要領解説では，前述のとおり「運動部の活動は，スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が，より高い水準の技能や記録に挑戦する中で，スポーツの楽しさや喜びを味

わい，豊かな学校生活を経験する活動である。」とし，「生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに，互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。また，生徒に任せすぎたり，勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要がある。」と指導の留意点を示している。

運動部活動として何の目標もなく，同好者が集まって，「気楽」に活動をするという運動部も存在するであろうが，より高い水準の技能や記録に挑戦することを「目標」に掲げて活動する方が，「(教育の)目的」の達成に向かうことになるのではないか。

そうすることにより，高い水準で「対戦相手との駆け引きが楽しい。」，「チームの作戦が成功して楽しい。」，「記録が伸びて楽しい。」というようなスポーツ本来の楽しさを味わうこともできるのである。逆に，勝敗を「目的」(勝つことのみを目指した活動)にしてしまうと，本来のスポーツの持つ「楽しさ」と「(教育)の目的」が見えなくなってしまう可能性が高い。

5. 「育てる」と「鍛える」

学習指導要領には、これまでから述べてきたように、「育てる」という言葉は、その目標等において「…資質や能力を育てる.」、「…明るく豊かな生活を営む態度を育てる.」というように頻繁に使用されている。また、「…できるようにする.」という言葉も各運動領域の内容の部分に多く示されている。一方で学校の体育・スポーツ活動にける指導の実際の場面では「心身を鍛える.」、「持久力を鍛える.」、「ディフェンス力を鍛える.」などという言葉をよく耳にするが、学習指導要領等において「鍛える」という言葉を目にするのではない。生徒にとっては、いずれの言葉も自らやチームを向上させる言葉に捉えることができるが、その意味はどのように解釈できるのであろうか。

辞書によると

「鍛える」：①金属を熱し、打って強くする。②激しい練習・修練を重ね技術を習熟させ、また心身を強固にする。

(広辞苑第六版)

これらからもわかるように「鍛える」は、外部からの刺激を受け、自らの心身が適応して向上していく様に捉えられる。当然のことながら、体力や技能向上は、外部からの刺激(負荷)の大きさや頻度によって変容が見られるものであり、負荷の加減によってその成果は異なってくる。指導者は、効果的・効率的な負荷の与え方に腐心するのである。ゆえにその負荷が大きければ大きいほど、生徒はそれを受け入れる気持ちや覚悟がより必要となり、指導者が無理やりその負荷を与えてしまえば生徒(選手)は受け入れることを拒否し逃避してしまう可能性が高い。従って、指導者が「人(生徒・選手)はただ鍛えるもの.」との解釈のみで指導してしまうと、生徒は意図せず無理な厳しい負荷を受けることになり、その結果、その生徒の成長の可能性を妨げることにもなりかねないのである。

逆に「育てる」という言葉は、辞書によると、

「育てる」：①おいたつようにする。成長させる。大きくなるようにする。②教え導く。しこむ。しつける。

と解される。

(広辞苑第六版)

学習指導要領において、「育てる」は保健体育科の目標の部分で使われている。表1. 前述したとおり、「目標」は、「目的」達成に向けて時々の状況の変化に応じた具体的な行動指針と捉えるならば、教員は生徒の目的達成に向かおうとする意欲や決意・覚悟について教え諭し、さらにはそのための行動指針(目標)について理解させる必要がある。それこそが「育てる」ことと言えるのではないだろうか。そして、理解した行動指針を成し遂げる一つ的手段に「鍛える」が存在するのではないだろうか。

教員が生徒を(教育の)「目的」に向けて「育てる」という指導の原則を顧みずに、手段のひとつである「鍛える」のみに傾注すれば、生徒(選手)の運動・スポーツの学習や運動部活動から逃避がはじまるだけではなく、逃避せずにその状態を続けた場合でも、結果としてその運動やスポーツが嫌いになったり、いわゆる「燃え尽き症候群」につながったりするのである。

6. おわりに

学校における体育・スポーツ活動は、そもそも生徒の目的達成に向けた学習活動であり、生徒それぞれが、より良い人格を陶冶し、心身ともに健康で、生きがいのある暮らしの中で社会に貢献できる人間形成を目指す取り組みである。生徒は様々な運動やスポーツを教材としてそれらを学習していく。

その中では、運動やスポーツそのものの技能や知識などの学習(技術学習に関する領域、認識学習に関する領域)と態度や思考・判断などの社会的スキルや人間関係スキルの

学習（社会学習に関する領域、情意学習に関する領域）の要素があるとされている。高橋（1989）

この2の学習に関する領域を水平・垂直方向のベクトルで表し合成されたベクトルを教育の目的とするならば、本稿でここまで考察してきた学校における体育・スポーツ活動で使用される言葉は、学習の成果の観点から図

2のとおり配置することができると考えられる。また、これらは学習指導要領の指導内容や指導段階と密接に関連付けられると推察される。

教員は、これらの言葉の持つ意味と使い方を理解し、自らの指導理念・指針を確立していくことが求められる。

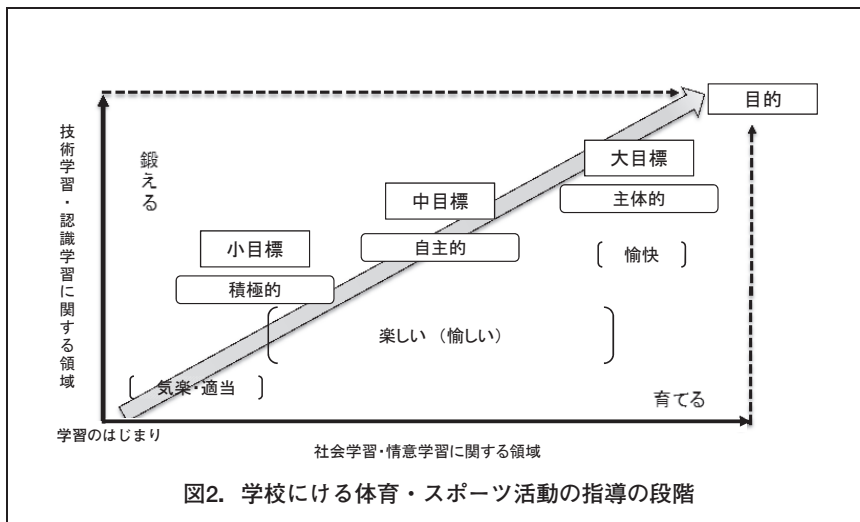


図2. 学校における体育・スポーツ活動の指導の段階

注

注2：M.Csikszentmihalyiの楽しさのモデル
 子ども（学習者）が楽しいと感じるのは、自分自身の技能水準と課題の困難さが図1.に示されているP1, P2, P3などのような課題に挑戦するときである。つまり、自分自身の技能水準よりもあまりにも高いレベルへの課題の挑戦や、逆に簡単なレベルへの挑戦では、つまらなさを感じてしまうことになる。

引用文献

文部科学省（2008）中学校学習指導要領解説保健体育編。東山書房：京都

文部科学省（2009）高等学校学習指導要領解説保健体育編。東山書房：京都
 新村出編（2008）広辞苑第六版。岩波書店：東京
 千駄忠至（1989）運動の楽しさに関する実証的研究—小学校における各運動教材の楽しさの因子構造とその感じ方について—。科学研究費補助金研究成果報告書
 高橋健夫（1989）新しい体育の授業研究。大修館：東京
 高橋健夫・岡出美則・友添秀則・岩田靖編（2010）新版体育科教育学入門。大修館：東京，pp.26-26, pp.35-38, p.51